

宇宙関連スタートアップ企業ピッチイベント企画運営業務 公募型プロポーザル募集要領

第1 実施目的

本業務は、福島県内に拠点を置く宇宙関連スタートアップ企業の取組を紹介し、大都市圏の投資家や新事業領域を検討している大企業、関連する研究機関等とのネットワーキングの場を設けることにより、県内宇宙関連産業の取引拡大に繋げることを目的とする。

本業務は、ピッチイベントの開催にあたり、専門的な知見等の活用により、事業を効果的かつ円滑に実施するため、企画運営等について民間事業者へ委託する。

第2 業務概要

1 委託業務名

宇宙関連スタートアップ企業ピッチイベント企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

別紙「宇宙関連スタートアップ企業ピッチイベント企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）第3に記載する業務。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

4 委託限度額

2,461千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えた場合は無効とする。

5 契約件数

1件

第3 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は、単独企業又は共同事業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）につきそれぞれ次のとおりとする。

1 単独企業

以下（1）～（9）を満たす者とする。

（1）県内企業等（福島県内に本店又は主たる営業所を有する企業又は団体をいう。以下同じ。）であること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは

はなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(7) 福島県との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること。

(8) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

2 共同事業体

以下（1）～（4）を満たす者とする。

(1) 共同体協定書を締結している者であること。

(2) 代表者は上記1を満たす者とし、共同体協定書において明らかな者であること。

(3) 構成員は上記1（2）～（8）に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(4) 構成員の分担業務が業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

第4 提案内容

本事業において企画提案を求める内容は以下1～4とする。提案にあたり、図表等を用いることは可とする。

1 業務実施方針

提案にあたっては以下を含むこと。

(1) 業務の目的

どのような効果を狙って、本業務を実施するのかを明確に示すこと。

(2) 業務の内容

(3) 業務実施フロー（業務全体の実施内容の流れ）

(4) 業務実施手順（（3）で示した各実施内容の実施手順）

(5) 業務の工程計画

2 業務の実施体制

(1) 本業務の目的を達成するための業務実施体制（人員体制、役割分担等）について提案すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置することとし、設置予定者の所属・氏名・業務実績を明記すること。

3 事業の取組内容

- (1) 別紙仕様書に基づき提案すること。
- (2) 広報周知について、県内宇宙関連スタートアップ企業の取引拡大につながるような企業・研究機関等に対する効果的な周知方法を明示すること。
- (3) 自社のPRポイント
- (4) その他、独自提案（任意）があれば盛り込むこと。

4 積算見積書

費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

第5 質問書、参加表明書及び企画提案書の提出

1 質問書の提出（質問事項がある場合は提出）

- (1) 提出書類：質問書（様式第2号）
- (2) 提出期限：令和7年7月9日（水）正午まで
- (3) 提出方法：持参、FAX、メールによる
- (4) 回答方法：質問書提出者の全員に対し、提出されたすべての質問及び回答を、令和7年7月10日（木）（予定）にメールにて送信するとともに、県HPで公開する。なお、質問書の提出がない場合について、その旨の連絡は行わない。
- (5) その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

2 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ・単独企業での参加：参加表明書（様式第1号）
 - ・共同事業体での参加：参加表明書（様式第1号）及び共同体協定書の写し
- (2) 提出期限：令和7年7月14日（月）午後3時まで
- (3) 提出方法：持参、FAX、メールによる
- (4) その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類【8部：正本1部、副本7部】
 - ア 企画提案書（様式任意）
 - ・内容は第4の記載内容について網羅的に提案すること。
 - ・A4版（横向き・横書き）で両面印刷すること。
 - ・頁数は20頁以内（両面10枚以内）とすること。
 - イ 会社概要（パンフレット等でも可）
会社規模、事業内容がわかる資料であること。
 - ウ 直近2期分の決算書類
 - エ 過去5年間の本事業と同種又は類似する事業実績（該当がある場合）
契約書の写し及び履行完了を確認できる検査書等の書面の写し2件分
 - オ 共同事業体での参加の場合、上記イ、ウは、構成員それぞれについて提出すること。
- (2) 提出先：下記第9のとおり。
- (3) 提出期限：令和7年7月22日（火）午後3時まで
- (4) 提出方法：持参または郵送（必着）（FAX及びメールによる提出は不可）
- (5) 留意事項

- ア 企画提案書等の提出について、1 提案者につき 1 提案に限る（複数提案不可）。
- イ 企画提案書を提出した共同事業体の構成員が単独企業として企画提案書を提出することは可能とする。
- ウ 本事業では人月単価等を定めていない。
- エ 共同体協定書については以下に留意すること。
 - ・ 共同体協定書には代表者及びその他構成員の押印が必要であること。
 - ・ 共同体協定日については、上記 2（2）の参加表明書の提出期限以前であること。
 - ・ 共同体協定書の様式は任意であること。

第 6 業務委託候補者の選定

1 選定手順

企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施の上、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。なお、参加希望が多数の場合、企画提案書等により書面審査を行い、審査会の参加者を選定する。

2 審査基準及び配点

別紙「審査基準票」のとおり。

※書面審査を実施する場合も、上記基準に基づき選定する。

第 7 審査会

1 日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から（予定）

2 場 所：オンライン方式

3 その他：ア 日時、注意事項等の詳細は別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は 25 分以内（15 分間の説明、10 分以内の質疑応答）とする。

ウ 追加資料の提出は認めない。

エ 共同事業体での企画提案の場合、審査会には代表者の出席及び説明を必要とする。その他構成員の出席及び説明は必ずしも必要ではないが、企画提案の内容に応じて各自で構成員の出席及び説明の判断をすること。

第 8 主なスケジュール

令和 7 年	6 月 11 日（水）	公募開始（HP 掲載）
令和 7 年	7 月 9 日（水）正午まで	質問書提出締め切り
令和 7 年	7 月 10 日（木）（予定）	質問書回答
令和 7 年	7 月 14 日（月）午後 3 時まで	参加表明書提出締め切り
令和 7 年	7 月 15 日（火）（予定）	参加資格確認通知
令和 7 年	7 月 22 日（火）午後 3 時まで	企画提案書提出締め切り
令和 7 年	7 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から（予定）	審査会
令和 7 年	7 月 28 日（月）（予定）	審査結果通知
令和 7 年	7 月 30 日（水）（予定）	候補者打ち合わせ
令和 7 年	8 月（予定）	契約締結

第9 参加表明書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎12階）

福島県商工労働部次世代産業課（担当：佐々木）

電話：024-521-8568 FAX：024-521-7932

E-mail：next-generation@pref.fukushima.lg.jp

第10 失格

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 予算が委託限度額を超過しているもの。

第11 統括責任者の設置

受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

第12 関係機関との協議について

受託者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行う。

第13 作業等の打ち合わせについて

受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打ち合わせを行う。

第14 契約手続

福島県は第6により選定した委託候補者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。

第15 その他

- 1 当該業務により作成した成果品（仕様書第6に掲げるもの。以下同じ）の権利はすべて福島県に帰属する。
- 2 当該業務として作成した成果品は、福島県がホームページ、ポスターやパンフレット等への

掲載、また福島県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。

- 3 当該業務に使用する動画、写真、BGM等の第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他地底財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て負うこと。
- 3 プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできないので実現可能な提案とすること。企画提案の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には委託料の減額となることもある。
- 4 企画提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。
- 5 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。